

Ⅲ 受験資格

【電話・メール又は来所による受験資格有無のご質問には、回答できません】

受験資格の有無は、ご提出いただいた受験申込書類をもって審査いたします。

受験資格の有無は、受験票(又は審査不通過通知)の発送をもって代えさせていただきます。

1 受験資格

愛知県介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、以下の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

受験地が愛知県でない方が誤って申し込まれた場合は、受付できませんのでご注意ください。

(1) 受験地が愛知県であること

① 受験申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合、その勤務地が愛知県であること。

② 受験申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合、住所地が愛知県であること。

受験申込時現在の業務	勤務地・住所地	受験地
受験資格対象業務に従事	愛知県内で勤務	愛知県
	愛知県以外で勤務	勤務地
受験資格対象業務でない業務に従事又は無職	愛知県内に在住	愛知県
	愛知県以外に在住	住所地

※ 複数の勤務地がある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県への申込となります。

(2) 対象となる資格及び業務で所定の実務経験を満たしていること(下表)、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助業務が本来業務として明確に位置づけられていること

受験対象となる資格及び業務		対象となる実務経験期間(日数)
A	別表1(P.10)に定める国家資格等に基づく業務に従事する者	Aのみ 又は Bのみ 若しくは A+B で 従事期間が通算して5年以上 かつ、従事日数が900日以上 であること
B	別表2(P.12)に定める相談援助業務に従事する者	

(試験案内から抜粋)

【受験資格に関する注意事項】

(1)業務従事期間

- ・ 実務経験の勤務形態は、常勤、非常勤を問いません。
- ・ 勤務実態がない期間は実務に算入できません。育児休業、病気休業、介護休業は期間に含まれません。産前産後休業、労働災害休業は期間に算入できます。
- ・ 受験資格に必要な実務経験が申込日までに満たされない場合は、「実務経験見込証明書」の提出により申し込むことができます。この場合、従事期間、従事日数とも試験日の前日まで算入できます (P. 18 参照)。

(2)従事日数

- ・ 勤務時間の短い場合も、1日勤務したものとして算定します。
- ・ 休日、休暇、病気、退職等で業務に従事しなかった日は実務に算入できません。
- ・ 登録又は派遣等での業務従事日数は、実際に該当業務に派遣された日のみが算入できます。
- ・ 同一期間内に複数の事業所に従事していた場合は、重複する業務期間は合算できませんが、従事日数は、算入することができます。ただし、1日に2か所で勤務した場合は、1日となります。それぞれの施設(事業所)から実務経験証明書に加え、重複期間分の「従事日数内訳証明書」の提出が必要となります (P. 45 参照)。

(3)国家資格等に基づく業務

- ・ 国家資格等に基づいた業務として実務経験に算入できるのは、免許等に記載された登録日以降にその業務についた日からとなります。
(例：4月1日から介護業務に従事したが、介護福祉士登録日が10月20日の場合
業務期間は10月20日からとなる。)
- ・ 受験資格に該当する国家資格であっても、**教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない場合は、実務経験に該当しません。**
(例)・介護福祉士登録日以降であっても、生活援助業務は該当しません。
 - ・ 介護福祉士登録日以降であっても、施設長や管理者としての管理業務は該当しません。
 - ・ 看護師登録日以降であっても、看護師学校での教員等は該当しません。
- ・ 該当する国家資格であっても、**要援護者に対する直接的な対人援助業務が国家資格等の本来業務として明確に位置づけられていない場合は、実務経験に該当しません。**
(例)・社会福祉士が行う介護業務は該当しません。

(試験案内から抜粋)

2 欠格事由

下記に該当する方につきましては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める、介護支援専門員の登録を受けることができません(試験を受けることはできます)。

該当される方が試験に合格された時は、実務研修実施機関へ必ずご連絡ください。ご連絡のないまま実務研修を受講した場合、たとえ研修を修了しても登録できない場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない方(※)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方(※)
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方(※)
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした方
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない方
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない方
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした方(登録の消除の申請について相当の理由がある方を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない方

※ (1)に該当する方とは、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方をいいます。

(2)、(3)に該当する方とは、判決の言渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決が確定した方をいい、現に公判、控訴、又は上告中の方は除かれます。

なお、「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。(2)には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

また、実際に刑の執行を受けた方であっても、当該刑の執行を終わり罰金以上の刑に処せられることなく一定年限(禁錮以上の場合は10年、罰金の場合は5年)を経過した場合には、該当しません。

(試験案内から抜粋)

3 受験資格コード

別表1…国家資格等に基づく業務に従事する者(「国家資格等コード」を兼ねる。)

コード	区分	職種及び業務内容
01	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
02	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
03	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事
04	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事
05	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導に従事
06	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事
07	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師、又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事
08	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事
09	作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事
10	視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に従事
11	義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の制作及び身体の適合に従事
12	歯科衛生士	<p>歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事</p> <p>一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。</p> <p>二 歯牙及び口腔に対して薬剤を塗布すること。</p> <p>又は、歯科診療の補助に従事</p> <p>又は、歯科衛生士の名称を用いて歯科保健指導に従事</p>
13	言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事

(試験案内から抜粋)

14	あん摩マッサージ指 圧師	あん摩マッサージ指圧師又ははり師、きゅう師として、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうに従事
15	はり師	
16	きゅう師	
17	柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事
18	栄養士(管理栄養士 含む)	<p>栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事</p> <p>管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事</p>
19	社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事
20	介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事
21	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、もしくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事

(試験案内から抜粋)

別表2・・・相談援助業務に従事する者

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	対象事業及び施設	対象となる職種	規定する法令・通知等
31	特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)入居者生活介護	生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号
32	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
33	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
34	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
35	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号
36	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
38	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
39	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア